地方公務員等共済組合法施行規程第百四条第二項第四号に規定する主務大臣が定める方法の一部を改正する件　概要

総務省自治行政局公務員部福利課

１．改正の趣旨

○　病院等で療養の給付を受けようとする際に被保険者であることの確認を受ける方法については、電子資格確認が実施できなかった場合に限り、地方公務員等共済組合法施行規程第百四条第二項第四号に規定する主務大臣が定める方法（令和６年内閣府・総務省・文部科学省告示第１号。以下「告示」という。）において定める方法により資格確認を受けることができることとしているところ。

○　今般、移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）に搭載された移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 35 条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を送信する方法により電子資格確認を受ける方法（以下「スマートフォンでの保険証利用」という。）の運用を開始することに伴い、告示を改正し、当該方法が実施できなかった場合の資格確認方法等について定めることとする。

２．改正の概要

○　療養の給付を受けようとする者が病院等から被保険者であることの確認を受ける方法について、スマートフォンでの保険証利用が実施できなかった場合の資格確認方法として、当分の間、移動端末設備（当該移動端末設備に組み込まれた電磁的記録媒体に移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いてマイナポータルで取得した保険資格に係る情報を提示する方法とする。

３．適用期日等

告示日：令和７年９月 30 日

適用期日：令和７年 10 月１日